

令和元年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

申出受理年月日	件名	協約・公正競争の別改正・新設の別	申出者	A(注1)	B(注2)	A/B	労働協約上のもつとも低い賃金
1. 7. 31	東京都鉄鋼業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第4号)	労働協約 改正	日本基本幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 門脇 匠	3,660	6,218 (注3)	58.9%	1,011
1. 8. 1	東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第2号)	労働協約 改正	産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 岩崎 幸治 日本基本幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 門脇 匠	9,344	9,370 (注3)	99.7%	1,025
1. 8. 1	東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第3号)	労働協約 改正	全日本自動車産業労働組合総連合会東京地方協議会 議長 安藤 哲雄 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 岩崎 幸治 日本基本幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 門脇 匠	10,349	27,953 (注4)	37.0%	999
1. 7. 31	東京都電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	労働協約 新設	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 斉藤 千秋 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 岩崎 幸治	45,804	34,184 (注5)	134.0%	1,018

注1) Aは、申出者が代表する(基幹的)労働者数。

注2) Bは、適用される(基幹的)労働者数。

資料出所は、平成28年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注3) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注4) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注5) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

- (1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者
 - (2) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
 - (3) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ただし、次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

イ 清掃又は片付けの業務
ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務